

41. スコットランドでは、[不当利得を表すものとして]「unjust enrichment」と「unjustified enrichment」の両方の用語が用いられており、後者の方がより正確にこの法理論の本質を伝えるということから、現在では一般的に好まれている。用語法は、他の点でも多様であるが（この問題を規律する制定法の規定が存在せず、判事や学者は、それぞれに好みがある）、「利得者 enriched person」「他人 the other person」（もしくは「損失者 impoverished person」）とか、後者「の損失で at the expense of」前者が利得していると呼ぶのは普通と言って良いであろう。不当利得を返還する一般的な債務の範囲内で、損失者が求めているのが、金銭の払戻しか（非債弁済の返還請求 repetition）、その他の財産またはその価値の返還か（原状回復請求 restitution）、役務その他の利益に対する支払いか（補償請求）によって、区別されているが、このレベルの用語の正しい使い方について学説上の論争がずっと存在している。文献上は、ローマ法上の若干の不当利得返還訴権 *condictiones* — とりわけ、非債弁済の返還訴権 *condictio indebiti* と目的不到達による不当利得返還訴権 *condictio causa data causa non secuta* — への参照が頻繁に行われている。もっとも、これらは、現在では、不当利得が生じる方法の典型的な例を示すだけのものと見られている。

V 立証責任

42. フランスでは、非債弁済の返還請求権に基づく請求権の要件を証明する責任は原告に課される。この要件には、弁済が存在しない債務に対してなされたことの証拠を提出することも含まれている（Cass.civ. 16 November 2004, Bull.civ. 2004, I, no.276 p.232）。ヘルパーに旅費として支払った費用の原状回復を求める場合には、健康保険会社は、そのヘルパーが旅費を求める権利がなかったことを証明しなければならないが、これと対照的に、ヘルパーがなお未払の旅費の確実な支払いを求めることを望んでいたのであれば、そのヘルパーが自らの権利を証明しなければならなかったであろう（Cass.soc. 9 December 1993, 208 Bull.civ. 1993, V, no.311 p.211）。証拠は、法的に許されるどのような方法によって提出しても良い（Cass.civ. 29 January 1991 Bull.civ. 1991, I, no.36 p.22）。ベルギーでも、出発点は同じである（Cass. 12 April 1973, Pas. belge 1973, I, 780）。しかしながら、弁済の証拠を提出することに関しては、法学者の見解はさらに発展し、375ユーロを超える弁済に関しては書証を提出しなければならないという意味になるはずの民法1341条につき、考慮がされなければならないとされてきた。これと対照的に、証人の証言が債務を証明するために使える（Brunet/Servais/Resteau, RPDB XI, v° Quasi-contrat, no.273 p.44）。1341条は、債務が存在しなかったこと — たとえば、原告が、契約は自らのために更改されたと主張する場合 — を証明する証拠を提出する点では重要かもしれない。これと対照的に、債務を弁済する義務がなかったことを主張するのであれば、原告は、どのような証拠方法でその事実を証明しても良い（Brunet/Servais/Resteau loc. cit.）。原因なき利得 *enrichissement sans cause* に関しては、フランスでは、この原則の適用の要件として、「事實的」（あるいは「積極的」）なもの「法的」（あるいは「消極的」）なものが区別されている。事實的要件は、利得（*enrichissement*）、他人の財産の減少（*appauvrissement*）およびこの2つの事件の間の因果関係（*lien de causalité*）である。法的な適用要件は、法律上の原因の欠如（*absence de cause*）と、転用物訴権の場

合の補充性である。原告は、適用の事実的要件の証拠を提出しなければならない (Rép.Dr.Civ. (-Romani) V2, V° Enrichissement sans cause [2006], no.29)。これと対照的に、法的要件の場合の証明責任については、学説に全般的な意見の一致はみられない。多数説は、法律上の原因の欠如の立証責任は原告にあるとする破毀院判決 (Cass.civ. 19 January 1988, Bull.civ. 1988, I, no.16 p.11) に賛成する (Sériaux, Droit des obligations², no.90 p.325)。しかしながら、この正反対の見解が少数説から主張されている (Bénabent, Les obligations¹⁰ no.485 p.333)。ベルギーの学説は、フランス法学者の多数説の問題解決方法に従っている。それゆえ [訳注：この接続詞はおかしい。以下の文章は書証か人証かという前段で言及された問題である]、証拠は、法的に許されるどのような方法で提出してもよい (B.H. Verb. (-Roodhooft), II(5), no.2291)。

43. スペイン民法1900条と1901条は、非債弁済の枠内で立証責任の問題を規律している。弁済者が、弁済 (1900条1項) と錯誤 (1900条2項。TS 31 May 2006, BOA RJ 2006/3322 を参照) の両方を証明しなければならない。しかしながら、1901条は、錯誤の証明を容易にしている。引き渡された物につき債務がなかったときや、それがすでに給付されていたときは、錯誤が [反証可能な形で。訳注：原文にはあるが日本での推定の用語法は反証可能な場合に限っている] 推定される。錯誤の証明の必要性がまったくなくなるのは、被告がその物を受領していないと争うとき [訳注：かつ原告が引渡しを証明した] ときである (1900条)。民事訴訟法217条に含まれている立証責任配分の一般原則は、一般的な不当利得返還請求権にも適用される (TS 15 June 2004, RAJ 2004 (3) no.3847 p.7922)。それゆえ、原告が、被告の財産の増加 (TS 8 July 1999, RAJ 1999 (3) no.4764 p.7355) および自らの財産の減少を証明しなければならない。しかしながら、原因の存在を証明する責任は被告にあると言われている (Albaladejo, Derecho Civil II(2) 10, 917)。

44. イタリア民法2697条は、「裁判上権利を主張することを」望む者は、「主張しようとする請求権の基礎を構成する事実を証明し」なければならないと規定し、抗弁の要件事実は被告が提出しなければならないとも規定しているが、非債弁済 (2033条以下) および不当利得法 (2041条・2042条) の分野でも同条が適用される。その結果として、原告が、
209 受領者に弁済が行われたことと弁済の正当な理由が欠けることを証明しなければならない (Cass. 12 July 2005 no.14597, Giust.civ.Mass. 2005, 6; Cass.sez.lav.13 November 2003, no.17146, Giust.civ.Mass. 2003,11; Cass. 15 July 2003, no.11073, Nuova giur.civ.comm. 2004, I, 447, note Moscati; Cass.sez.lav. 23 August 2000, no.11029, Giust.civ.Mass. 2000,1823; Cass.sez.trib. 21 July 2000, no.9604, Giust.civ.Mass. 2000, 1592)。これに対して、自然債務 *obligatio naturalis* の弁済 (2034条) を主張する請求であることや、弁済が良俗に反して *contra bonos mores* 行われたこと (2035条) は、被告が証明しなければならない。主観的な非債弁済 *indebito soggettivo* (2036条) の場合には、原告は、これに加えて、宥恕される錯誤の存在を証明しなければならない (Moscati, Pagamento dell'indebito, sub art.2036, 423-424; Cass. 30 August 1962, no.2728, Foro it. Mass. 1962, no.2728; Schlesinger, Riv.Dir.Com.1957, I, 58, 70は反対)。これとは対照的に、被告が債務証書や債務の担保を処分したことは、被告が証明しなければならない。[弁済受領者の]善意は推定される (Alpa and Mariconda, Codice civile commentato IV, sub art.2036, VII, §§16-17, p.2326)。2037条によれば、目的物の返還が不可能であることは受領者が証明しなければならず、弁済者が、返還不

能を仮定してそれに相当する価額を請求している場合にも同様である (Cass. 14 June 1996, no.5512, Giur.it. 1997, I, 1, 642)。2039条の適用範囲の枠内では、未成年者または制限能力者である受領者が取得した利益について、証明責任が弁済者に課されている。これに対して、受領者が、法的能力の欠如と、弁済者が能力の欠如を知っていたか、当然知っているを期待できたという事実を証明しなければならない (Moscati loc. cit. sub art.2039, 563)。2041条の一般的な不当利得返還請求権の要件の中で、原告が証拠を提示しなければならないのは、金銭的な損失を被ったこと、それにより被告が利得したことである (Cass. 28 October 2005, no.21096, Giust.civ.Mass. 2005, 7-8; Cass.sez.lav. 10 March 1994, no.2356, Resp.civ. e prev. 1994, 645)。関係する事例では、原告は、法的権原の基礎、たとえば、原告がその物を所有していたこと、その喪失により損害を被ったこと、あるいは、原告が盗用された作品に著作権を持っていたことを証明するよう求められることもある (Alpa and Mariconda loc. cit. sub art.2041, XII, §65, p.2351-2352)。公的団体が利得したときは、原告は、その公的団体が、仕事や給付の有益さを認めていることを証明しなければならない (Cass. 9 March 2006, no.5069, Giust.civ.Mass. 2006, 3) [訳注：比較法概観部分の106頁によると、イタリアで不当利得法が使われる大部分の事例は、私人と公的団体の契約が形式要件不備で無効になったが、私人の行為による給付による利益の現存が公的団体に認められる場合であるとされている。ここの証明責任はこれを受けている]。